世田谷区再エネ切替補助金制度に基づく電気料金割引【詳細】

対象
世田谷区(以下、「区」とします)に居住する個人で、区内の居宅において、再エネ電力ではないメニューからみんな電力(以下、「当社サービス」とします)の対象プランに切り替える契約であること。

対象期間
2026 年 12 月 1 日(火)～2027 年 2 月 28 日(日)の期間内にお申し込みいただき、かつ、2027 年 2 月 28 日(日)までに電気の供給が開始されることが必要です（2026 年 12 月 1 日(火)より前のお申し込みは対象外です）。お申し込みの時期によっては期限までに電気の供給が開始されない場合がありますので、2027 年 1 月 31 日(日)頃までのお申し込みをおすすめします。
※キャンペーンは上記の期間に加え、区の予算の状況によって早めに終了する場合があります。その場合は、当社が別途お知らせする終了日までにお申し込みおよび電気の供給開始が完了したお客さまを対象とします。

適用方法
当社サービスサイトのお申し込みフォーム「備考」欄へ、専用のコード setagaya2026 を記入したお客さま。
※必ず「半角英数字」にてご入力をお願いいたします。
※お客さまご自身で区への補助金申請手続きは"不要"です。
※お申し込みフォームの「備考」欄にコードを記入してお申し込みいただくことで、本書に記載の条件（区への個人情報の提供、区からのアンケートへの協力および返還請求を含みます）に同意いただいたものとします。

補助対象条件
以下の条件をすべて満たしたお客さまが、当社サービスが適用する 「世田谷区再エネ切替補助金制度※1 に基づく電気料金割引」(以下、「補助」とします)の対象となります。

- 対象期間中に、補助対象プラン(下記参照)をお申し込みいただいたお客さま
- お申し込みから 2027 年 2 月 28 日(日)までに電気の供給が開始されたお客さま
- 区が実施する再エネ電力の切り替えに係る補助金等を受けたことがなく、かつ、補助事業に係る電気料金の割引又はポイントの還元等を受けたことがないお客さま※2
- 前号の規定に反しお客さまが補助事業に係る電気料金の割引又はポイントの還元等を不正に受領した場合、当社より返還請求を求めることについてご同意いただけるお客さま
- 前号に係る実態調査のため、区からアンケート協力を求めることがあることについて、ご同意いただけるお客さま
- 補助金の申請、重複受給の確認および区が行う実態調査のため、区へ氏名（漢字、フリガナ）、生年月日、住所、供給地点特定番号および電力契約日を提供することについてご同意いただけるお客さま
- 電気の供給開始日から 1 年以上継続して補助対象プランをご利用いただく意思のあるお客さま
- 区内に居住していること
- 現在契約している電力プランが再エネではないこと

※1　UCHIKARA プロジェクトの一環として、区内における再生可能エネルギー１００％電力の推進を図るため、小売電気事業者がそれぞれの持ちうる強みを活かし、区民へ再エネ電力を販売促進することを補助する事業。詳しくはこちらをご覧ください。
※2　過去に区及び各小売電気事業者が実施したキャンペーンはこちらをご覧ください。

補助対象地点
補助対象となる契約は、区内に居住する個人で、区内の居宅において再エネ電力に切り替えた地点のみとする。また、対象期間中に区外から区内に転居されて、その時に再エネ電力に切り替えた地点も補助対象とする。

補助対象となるプラン
「プレミアム 100 プラン」「エポスプラン」「アーティスト電力プラン」及び今後新たに提供する再エネ 100%プランのいずれか。

補助対象外のプラン
上記以外のプラン（みんなのプラン、スタンダードプラン、旧エポスプラン等）

補助内容
契約開始後、最初に確定した電気料金請求額から毎月 1,250 円（税込）を 12 ヵ月間適用し、合計で 15,000 円（税込）の電気料金割引いたします。割引金額が 1 ヵ月の電気料金を上回る場合、差し引いた金額は翌月の電気料金に繰り越して割引いたします。なお、友達紹介制度「みんトモ割り」と併用される場合は、当月の電気料金にみんトモ割りの割引を先に充当し、その後に補助による割引を充当します。

補助の対象とならない場合
- 2027 年 2 月 28 日(日)までに電気の供給が開始されなかった場合
- 電気の供給開始前に当社サービスのご利用をキャンセルされた場合
- 本特典適用期間中に当社サービスを解約または退会し、他社のサービスをご利用となったお客さまが、当社サービスへ再度お申し込みした場合
- 事業用（商店、事務所、工場等）としてサービスをご利用される場合
- 当社が実施する他のキャンペーン、特典、割引等と重複してお申し込みされた場合（ただし、友達紹介制度「みんトモ割り」および「B Corp コミュニティ特別オファー 個人電力新規加入キャンペーン」との併用、ならびに対象プランに標準で付帯する特典を除きます）
- その他、当社が不正なお申し込みと判断した場合

その他注意事項
- 過去に区の補助等を受けていたことが判明した場合など、補助対象条件を満たさずに割引を受けていたことが判明した場合は、適用済みの割引額の返還をお願いすることがあります。
- 補助は 1 世帯 1 回となります。そのため、区内の複数地点を申し込んだ場合、補助が適用されるのは 1 地点のみとなります。尚、補助を付与する地点をお選びいただくことは出来ません。
- 補助適用期間中に解約された地点または補助対象外のプランへ変更された地点については、最後の電気料金請求額に適用後、補助の権利は消滅いたします。なお、適用済みの割引額の返還を求めることはありません（補助対象条件を満たさないことが判明した場合を除きます）。
- 他社から当社サービスに電力契約を切り替える際、原則、検針日を基準に切り替えを行うため日付指定は出来ません。

本件に関する問い合わせ先
UPDATER・みんな電力 カスタマーサポートセンター
お問い合わせフォーム：https://portal.minden.co.jp/contact/guest
電話：03-6277-5441［受付時間］10:00～18:00（1 月 1 日休業）